

## 船舶事故調査報告書

平成29年10月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成29年5月30日 07時30分ごろ
発生場所	北海道 <sup>たいぎ</sup> 大樹町大樹漁港北東方沖 大樹港西防波堤灯台から真方位054° 3.9海里付近 (概位 北緯42° 30.7′ 東経143° 30.4′)
事故の概要	ヨット <sup>フレンドリーツー</sup> FRIENDLY IIは、航行中、定置網に進入し、同網が損傷した。
事故調査の経過	平成29年6月1日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット FRIENDLY II、5トン未満（長さ8.6m）
船舶番号、船舶所有者等	235-22175兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 垣網固定用のロープ1本に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.8m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、北海道広尾町十勝港に向けて機帆走中、大樹漁港北東方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に進入した。</p> <p>本船は、ロープが推進器に絡んで航行不能となったが、来援した漁船にロープを切断してもらった後、自力で十勝港に入港した。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近の航行が初めてであり、本件定置網が設置されていることを知らなかった。</p> <p>船長は、本事故時、旗竿を視認していたが、旗竿の間隔が約500mあるように見えたので、沖側に大きな定置網が設置されているとは思わずに航行を続けた。</p>
分析	<p>本船は、船長が、大樹漁港北東方沖に本件定置網が設置されていることを知らなかったことから、本件定置網に進入し、本件定置網が損傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、旗竿が約500m間隔で設置されているように見えたことから、旗竿を視認した際、本件定置網の存在に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、船長が、大樹漁港北東方沖に本件定置網が設置されていることを知らなかったため、本船が本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・発航前に航行予定海域の水路調査を行い、定置網の設置場所等を把握しておくこと。
- ・定置網等の管理者は、旗竿等の標識の設置間隔を狭くすることが望ましい。